

平成 26 年 3 月 14 日

社会福祉法人 春日部市社会福祉協議会 行動計画

社員がその能力を発揮し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成26年4月1日～平成31年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠中の女性社員の母性健康管理、産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除制度などについてのパンフレットを社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 平成26年度～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、管理職を対象とした研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標2：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

- 平成26年5月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成26年7月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に4回行う
- 平成27年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成27年6月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う

目標3：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成26年8月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修の実施
- 平成27年8月～ 研修内容の検討
- 平成28年度～ 研修の実施

目標4：平成29年4月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 平成26年4月～ 所定外労働の現状を把握
- 平成26年10月～ 社内検討委員会での検討開始
- 平成27年4月～ ノー残業デーの実施